



第7期

五條市障がい福祉計画

第3期

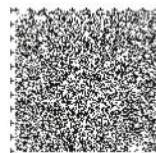
五條市障がい児福祉計画

— 概要版 —



令和6年3月
五條市

この冊子には、目の不自由な方への情報提供を目的に音声コードを貼付しています。専用の読み上げ装置やスマートフォンアプリ等で読み取ると、記録されている情報を音声で聞くことができます。



1 計画策定の趣旨

障がいの重度化や重複化、障がい者や家族の高齢化等に伴い、福祉サービスのニーズも多様化・複雑化していることから、障がいのある人を取り巻く状況の変化や国の新たな動きを踏まえ、令和6（2024）年度を初年度とする「第7期五條市障がい福祉計画・第3期五條市障がい児福祉計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

- 「第7期五條市障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」であり、障害福祉計画の基本的理念を踏まえ、国の基本指針に基づき本市の障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業を充実させるために必要なサービス量を見込むとともに、提供体制の確保に関する方策を定める計画です。
- 「第3期五條市障がい児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的とする計画です。

3 計画の期間

「第7期五條市障がい福祉計画・第3期五條市障がい児福祉計画」の期間については、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間とします。

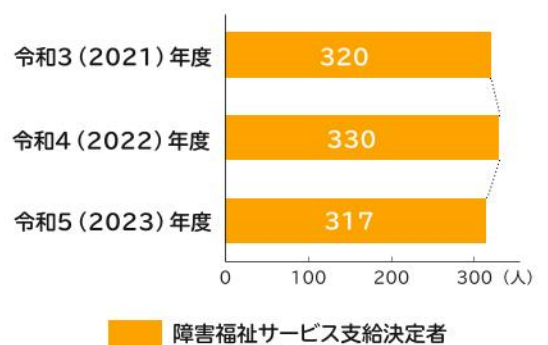
令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
第2次五條市障害者計画（平成29年度から令和8年度までの10年間）					
第6期五條市障害福祉計画			第7期五條市障がい福祉計画		
第2期五條市障害児福祉計画			第3期五條市障がい児福祉計画		

4 障がい者数等の推移

<障害者手帳所持者数>

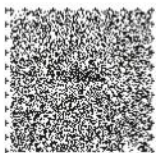


<障害福祉サービス支給決定者数>



資料：五條市 社会福祉課（各年度未現在）

資料：五條市 社会福祉課（各年度4月1日現在）



5 計画の成果目標

障がい者等の自立支援の観点から、国の基本指針に基づき令和8（2026）年度を目標年度として、次の項目について目標値を設定します。

（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	目標（令和8年度）
地域生活への移行者数	2人
施設入所者数の削減見込	2人

- 施設入所者の地域生活への移行者数は、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上に当たる2人を、施設入所者数の削減は、5%以上に当たる2人を目標値として定めます。

（2）地域生活支援の充実

①地域生活支援の充実

項目	目標（令和8年度）
地域生活支援拠点等の整備	5か所
コーディネーターの配置人数	1人
地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置人数	5人
運用状況の検証・検討	1回/年

- 地域生活支援拠点等についてはすでに整備済みであるため、引き続き機能の充実を図っていきます。また、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進めるとともに、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討する成果目標については、その目標を達成するように努めます。

②強度行動障がい有者への支援体制の充実

項目	目標（令和8年度）
強度行動障がい有者に対する支援体制の整備	実施

- 令和8年度末までに、強度行動障がい有者に関する支援ニーズを把握するとともに、その支援体制の整備について検討を進めます。

（3）福祉施設から一般就労への移行等

①福祉施設から一般就労への移行

項目	目標（令和8年度）	
一般就労への移行者数	移行支援事業	5人
	就労A型	4人
	就労B型	1人

- 令和8年度中に福祉施設から一般就労に移行する者を令和3年度実績の1.28倍以上（移行支援事業1.31倍以上、就労A型概ね1.29倍以上、就労B型概ね1.28倍以上）とする成果目標を達成するための人数を設定します。

②就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労への移行者の割合

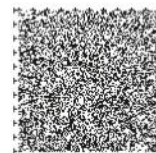
項目	目標（令和8年度）
就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が50%以上の事業所の割合	50.0% (1か所)

- 南和圏域内にある就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が50%以上の事業所を50%以上とする成果目標については、その目標を達成するように努めます。

③就労定着支援事業の利用者数

項目	目標（令和8年度）
就労定着支援事業の利用者数	3人

- 令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上とする成果目標については、利用者のニーズに応じて柔軟に対応することで、目標を達成するように努めます。



④就労定着率

項目	目標(令和8年度)
就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が70%以上の就労定着支援事業所の割合	100% (1か所)

- 南和圏域内の就労定着支援事業所において、就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が70%以上となる就労定着支援事業所の割合を25%以上とする成果目標を達成しており、引き続きその目標を達成できるように努めます。

(4) 障がい児支援の提供体制の整備等

①児童発達支援センターの設置

項目	目標(令和8年度)
児童発達支援センターの設置	1か所

- 自立支援協議会での協議を行いながら、児童発達支援センターの設置を含めて実情に沿った支援体制の充実に努めます。

②障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築

項目	目標(令和8年度)
保育所等訪問支援を実施する事業所数	1か所
障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築	実施

- 児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築する成果目標については、その目標を達成するように努めます。

③主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

項目	目標(令和8年度)
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数	1か所
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所数	1か所

- 令和8年度末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1か所以上確保する成果目標について、本市では確保されていませんが、引き続き利用意向に応じたサービス提供体制の整備に努めます。

④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

項目	目標(令和8年度)
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	実施
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	2人

- 協議の場について、本市では未実施となっておりますが、今後は協議の場の設置を検討する等、今まで以上に関係機関が連携強化できるように努めます。
- 医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することについては、本市ではすでに配置しており、その体制の維持・充実に努めます。

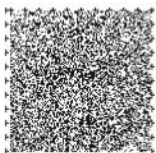
(5) 相談支援体制の充実・強化等

- 総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う「基幹相談支援センター」の設置については、市内に設置する必要性を含め、引き続き検討を行います。

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

項目	目標(令和8年度)
障害福祉サービス等の質の向上を図る取組の体制	実施

- 令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制を構築する成果目標については、本市ではすでに実施しているため、その体制の維持・充実に努めます。



6

障害福祉サービスの見込み

(1) 訪問系サービス

区 分	単 位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
居宅介護	人/月	59	59	58
	時間/月	957	947	936
重度訪問介護	人/月	0	0	0
	時間/月	0	0	0
同行援護	人/月	4	4	4
	時間/月	86	87	89
行動援護	人/月	16	16	15
	時間/月	252	235	219
重度障害者等 包括支援	人/月	0	0	0
	時間/月	0	0	0

(2) 日中活動系サービス

区 分	単 位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
生活介護	人/月	108	109	111
	人日/月	1,872	1,874	1,876
(うち重度障がい者)	人/月	13	14	15
	人日/月	247	265	283
自立訓練 (機能訓練)	人/月	1	1	1
	人日/月	1	1	1
自立訓練 (生活訓練)	人/月	3	3	3
	人日/月	21	18	15
就労選択支援	人/月	-	3	4
就労移行支援	人/月	14	13	13
	人日/月	183	181	179
就労継続支援A型	人/月	24	25	27
	人日/月	389	395	402
就労継続支援B型	人/月	117	119	121
	人日/月	1,867	1,904	1,941
就労定着支援	人/月	2	1	1
療養介護	人/月	6	6	6
短期入所	人/月	37	34	32
	人日/月	225	218	211
(うち重度障がい者)	人/月	2	2	1
	人日/月	15	15	8

(3) 居住系サービス

区 分	単 位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
自立生活援助	人/月	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	44	46	48
(うち重度障がい者)	人/月	6	7	8
施設入所支援	人/月	54	54	54

(4) 相談支援

区 分	単 位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
計画相談支援	人/月	66	69	72
地域移行支援	人/月	0	0	0
地域定着支援	人/月	0	0	0

(5) 発達障がい者等に対する支援

①ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数

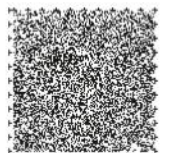
ペアレントプログラムやSST(ソーシャルスキルトレーニング)等の支援プログラムについて、本市では現在、実施されていませんが、発達支援サークル(親の会)の開催等、支援プログラムの内容の充実に努めます。

②ペアレントメンターの人数

ペアレントメンターとは、自らも発達障がいのある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親のことを言います。県が実施する養成講座の周知に努めます。

③ピアサポートの活動への参加人数

ピアサポートとは、仲間同士の支え合いのことであり、障がい領域におけるピアサポート活動が拡がりをみせていることから、ピアサポート活動の周知に努めます。



(6) 精神障がいに対する支援体制

①保健・医療・福祉関係者による連携体制の強化

- 保健所や自立支援協議会と連携しながら、協議の場の設置について検討するなど、保健・医療・福祉関係者による重層的な支援体制の構築を進めていきます。

②精神障がい者の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助、自立訓練（生活訓練）

区 分	単 位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
精神障がい者の地域移行支援（利用者数）	人	0	0	0
精神障がい者の地域定着支援（利用者数）	人	0	0	0
精神障がい者の共同生活援助（利用者数）	人	11	12	13
精神障がい者の自立生活援助（利用者数）	人	0	0	0
精神障がい者の自立訓練（生活訓練） （利用者数）	人	3	3	4

(7) 相談支援体制の充実・強化のための取組

- 総合的・専門的な相談支援機能の充実を図るために、市内の一般相談支援事業所、特定相談支援事業所等の連携の強化や、専門的な指導・助言を行うことを目的とした定期的な連絡会の設置に努めます。
- また、自立支援協議会、一般相談支援事業所、社会福祉協議会と連携しつつ、当該連絡会で協議を行い、基幹相談支援センター設置の検討も含め、実情に応じた、相談支援体制の充実・強化に向けた取組の実施体制を確保するよう努めます。
- なお、自立支援協議会においては、相談支援事業所の参画による個別事例の検討を通じた地域のサービス体制の充実・向上に努めます。

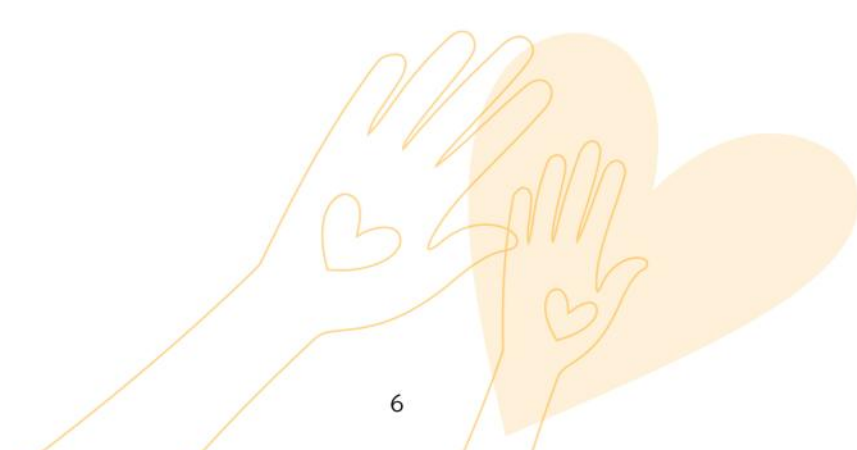
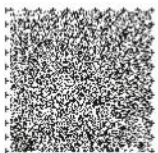
(8) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

①障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

区 分	単 位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修 その他の研修への職員の参加人数	人	1	1	1

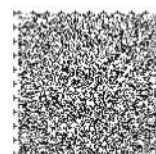
②障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

区 分	単 位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制	有無	無	無	有
事業所や関係自治体等と共有の実施回数	回	0	0	0



(9) 地域生活支援事業

区分		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
必須事業	理解促進研修・啓発事業		実施の有無	実施	実施	実施	
	自発的活動支援事業		実施の有無	未実施	未実施	実施	
	相談支援事業	障害者相談支援事業		か所	1	1	1
		地域自立支援協議会		か所	1	1	1
		市町村相談支援強化事業		か所	1	1	1
	成年後見制度利用支援事業		人/年	4	5	5	
	成年後見制度法人後見支援事業		実施の有無	未実施	未実施	実施	
	支援事業 意思疎通	手話通訳者・要約筆記者派遣事業		件/年	99	95	91
		手話通訳者設置事業(設置者数)		人	0	0	0
	日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具		件/年	3	2	2
		自立生活支援用具		件/年	7	11	17
		在宅療養等支援用具		件/年	2	2	1
		情報・意思疎通支援用具		件/年	3	3	4
		排泄管理支援用具		件/年	1,052	1,064	1,076
		居宅生活動作補助用具(住宅改修費)		件/年	2	2	2
	手話奉仕員養成研修事業(養成講習修了者数)		人/年	2	1	1	
移動支援事業		人/月	53	50	48		
地域活動支援センター機能強化事業		I型事業	か所	2	2	2	
		II型事業	か所	2	2	2	
		III型事業	か所	0	0	0	
任意事業	日常生活支援	福祉ホーム事業		人/月	0	0	0
		日中一時支援		人/月	25	26	27
	その他の事業(市単独事業)	福祉タクシー券交付事業		人	297	291	285



7 障がい児支援の見込み

(1) 障害児通所支援、障害児相談支援等

区 分	単 位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人/月	18	19	19
	人日/月	252	263	275
放課後等デイサービス	人/月	87	89	91
	人日/月	1,758	1,774	1,791
保育所等訪問支援	人/月	4	5	7
	人日/月	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0
	人日/月	0	0	0
障害児相談支援	人/月	21	21	22
医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人	0	0	0

8 計画の推進体制

障がい者福祉施策は、保健・医療・福祉・教育・就労・生活環境など多岐にわたることから、庁内はもとより、自立支援協議会や幅広い分野の関係機関等との連携体制を強化し、障がい者のニーズに的確に対応できる福祉サービス提供体制の実現に向けて取り組みます。

また、本計画の進捗状況については、各種事業の実施状況やサービス利用者及びサービス提供量等の把握を行うとともに、必要に応じて自立支援協議会において報告を行って意見を聴取し、必要な対策を講じることに努めます。

編集・発行：五條市
あんしん福祉部 社会福祉課

住 所：〒637-8501 奈良県五條市岡口1丁目3番1号
TEL：0747-22-4001(代) FAX：0747-24-2381
発行年月：令和6年3月

